

佐賀県畜産試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県畜産試験場長

佐賀県畜産試験場では、研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っていますが、当場における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県畜産試験場の運営・管理責任者】は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者：佐賀県畜産試験場長
（機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者）
- 2 統括管理責任者：佐賀県畜産試験場副場長
（最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者）

【事務処理手続に関する相談受付窓口】は次のとおりです。

- ◇ 佐賀県畜産試験場総務課
〒849-2305
佐賀県武雄市山内町宮野23242-2
電話（0954-45-2030） FAX（0954-20-7000）
電子メール（chikusanshiken@pref.saga.lg.jp）

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

- ◇ 佐賀県農林水産部企画・経営グループ企画第二担当
〒840-8570
佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話：0952-25-7257 FAX：0952-25-7290
電子メール：nousuishou-g@pref.saga.lg.jp
- ◇ 佐賀県ほっとライン（公益通報制度）
<http://www.pref.saga.lg.jp/web/kenminmadoguchi.html>
県職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。
 - ①窓口
〒840-8570
佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県統括本部 政策監グループ 広聴・調査担当
電話：0952-25-7351 FAX：0952-25-7263
電子メール：seisakukan-g@pref.saga.lg.jp

②県民窓口

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

電子メール : k-hotline@pref.saga.lg.jp

- ※ 通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。
- なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

佐賀県畜産試験場における研究費の管理運営体制

佐賀県畜産試験場場長
最高管理責任者

研究費の管理・運営についての最終責任を負う。

佐賀県畜産試験場副場長
統括管理責任者

研究費適正管理計画推進チーム

研究費の管理・運営について、最高管理責任者を補佐する。

機関全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関と協力して、研究費の適正管理に対する改善策を講じる。

(総務課、総務担当)
事務処理の相談窓口

研究費の執行に関し、試験研究機関内外からの相談を受け付ける窓口

研究費の適正使用の相談・通報相談窓口

研究費の適正使用に関し、試験研究機関内外からの相談及び通報を受け付ける窓口

佐賀県農林水産部
企画・経営グループ企画第二担当

佐賀県庁ほっとライン（公益通報制度）
佐賀県統括本部政策監グループ広聴・調査担当

地方自治法第199条の監査の実施

監査委員による監査

監査委員